る日常的要求を通して、これを資本主義打倒の鬪爭に結合せんとするものに外ならぬ。かゝる意識の下に、それは階級的の大衆政黨として立黨してゐる。即ち大衆的の『共同戰線黨』である。

全國大衆黨は文字の機械的意味に於ける『過程的』の政黨ではない。蓋し、客觀的狀勢の詳密なる分析の上に、階級的の大衆政黨として、無産階級の鬪爭力を擴大化し強烈化することを得るとの信念を有するからである。從つてまた、機械的なる非合法主義の下に、大衆政黨を破壞せんとするものに對しては、尖鋭に相對立する。

全國大衆黨はその本質に於て一個の共同戰線黨である。故に黨の鬪爭力を擴大強化するためには、常に固定觀念を破碎し、單一戰線の樹立を目指して進むものである。けれども、共同戰線黨なるが故に有つところの意識の混沌性に對しては、不斷の鬪爭と、不斷の教育とに依つてこれを高め、これを統一することにつとむるであらう。

（ロ）全國大衆黨の政策

無産階級一般に課せられた一般的任務がまた全國大衆黨の政策を決定し、その鬪爭方針を決定する。唯現下の經濟的不況の明示した最も大きな使命の一として、全國大衆黨はその一般政策の上に『社會主義』と明確に大書せんとするものである。

思ふに經濟的不況を解決せんとする既成勢力の全努力を水泡に歸せしむる所以のものは、現資本主義制度の矛盾か、それとの對立をなす『社會主義』の樹立以外に方策なきことを明示するものでないか。我々は從來局部的に社會主義政策を暗示せしむべき諸政策を掲げ、これへの過渡的要求を列擧して來た。然し今や我々をして、それ等の經濟要求の綜合として、『社會主義』をはつきりと認識し、かゝる目的意識的の鬪爭へと一切の要求を合流せしむべき時期なりと信ずる。

（ハ）全國大衆黨の鬪爭方針

全國大衆黨の本質は其鬪爭方針を決定し、その明示する政策はその鬪爭項目を決定する。而して全國大衆黨は、客觀的情勢の與ふる指針を考慮しつゝ共鬪爭を最も効力的に展開せんとする。

イ、政治的自由獲得のための鬪爭。全國大衆黨は民衆の政治的自由を抑壓するあらゆる諸法律を撃破するために戰ふ。無産階級運動抑壓諸法令撤廢のための鬪爭、封建的既成勢力撲滅のための鬪爭、獨占資本撲滅のための鬪爭等これである。

二、[illegible]は、獨占大資本の[illegible]すべき[illegible]として自己[illegible]、小作[illegible]の[illegible]要求を掲げて戰ふ。この[illegible]に對して[illegible]の[illegible]に對立するは必然、その代辯者たる政府の[illegible]政策を[illegible]せんとするものである。

三、失業反對鬪爭。全國大衆黨は、現下の經濟的不況に於ける失業問題に對して、これが防止並に救濟のための徹底的鬪爭を展開する。過渡的の要求としては『失業手當法』、『失業保險法』の制定要求を掲げる。然しその政策の上に新に唱へた『社會主義』と最も密接せる鬪爭はこれである。

四、農村窮乏打破のための鬪爭。全國大衆黨は、農民の極度の窮乏に直面して、農村窮乏打破のための組織を確立して戰ふ。その要求は、既成政黨の一時的部分救濟策に對して農村の全體的考察の上に立ち、過渡的要求を集中して『社會主義』に昂揚せんとするものである。

五、帝國主義戰爭。全國大衆黨は切迫しつゝある帝國主義戰爭防止のために戰ふ。軍備の徹底的縮少、帝國主義的教育反對、植民地の××等のために鬪爭がこれである。此鬪爭は最も帝國主義的に教育されつゝある地方農民、中小工業者の子弟のイデオロギーに對する武裝解除として戰はなければならぬ。

六、生活防衞のための鬪爭。單に民衆負擔の輕減といふのでなく、積極的に民衆生活を現下のあらしより防衞せんかための鬪爭である。

これ等の諸運動は、全て大衆的規模に於て大衆の動員を以て日常不斷に行はれねばならぬ。然もその運動形態として、演說會より民衆大會へ、民衆大會より街頭の示威運動へ。而して政治的の罷業、全國的の統一的示威運動等の新戰術がとられしなければならぬ。

（ニ）全國大衆黨の組織方針

以上の政策を遂行し、以上の指導精神を生かし、以上の鬪爭を展開するために、全國大衆黨は別に組織方針を定める。然しその要綱を示せば左の如し。

一、主體としての黨の擴充。

A、黨内統制の確立——民主的中央集權制の確立

B、言論機關の擴充

C、大衆動員組織網の擴充

D、政策調査機關の擴充

E、黨支持勞働組合、農民組合の強化とそれが運動統一

F、財政の確立